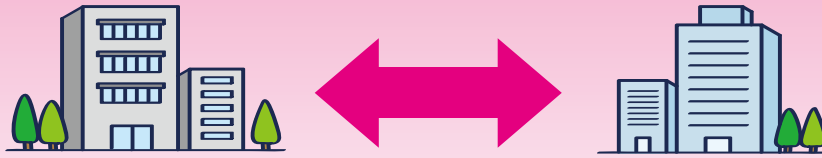


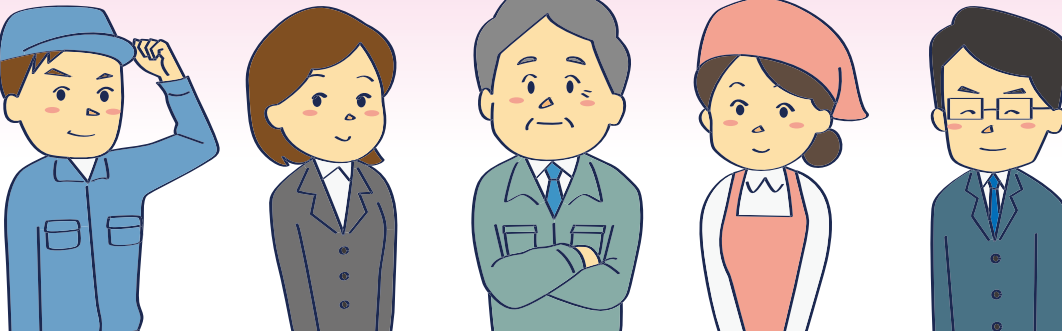
在籍型出向活用をお考えの企業を支援します

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るために人手不足等の企業との間で在籍型出向を活用しようとする場合に、労務管理面で必要となるポイントについて、社会保険労務士が無料でご相談に応じます。



出向元

出向先



- ★出向制度に必要な制度整備のアドバイス
- ★就業規則変更等のアドバイス
- ★スムーズな労働移動へのアドバイス
- ★助成金に関するアドバイス（産業雇用安定助成金、雇用調整助成金、その他）

※出向のマッチングを行うものではありません。

※山口県内の事業所が対象です

出向のマッチングは再就職・出向の専門機関である産業雇用安定センターが行います。

相談無料

＼ ご相談のお申し込みは /

裏面の相談申込書にご記入のうえ、

FAX (083-923-9802) にてお申込みください。



■申込受付期間：令和3年10月～令和4年3月18日(金)

ご相談は、社会保険労務士が①直接企業を訪問する方法と②オンラインで行う方法の2通りです。ご希望の方法をお選びください。

ご相談は、1回あたり最長で3時間程度で、1事業主様3回までとなります。

お申込みいただくと、まず、相談担当の社会保険労務士から相談日時等の打合せの連絡をさせていただきます。お申込みから、数日間要する場合がありますが、ご了承ください。

山口県社会保険労務士会

◆在籍型出向制度とは

現在の従業員としての地位を保有したまま他社で勤務することです。
トラブル予防のためにも適正な手続きが必要です。

- ◆出向のマッチングは、公益財団法人 産業雇用安定センター山口事務所が無料で行っています。なお、ご相談いただいた事業主様のご意向により、山口県社会保険労務士会から同センターへの情報提供も可能です。

※公益財団法人産業雇用安定センター山口事務所

〒754-0014 山口市小郡高砂町 1-8 MY小郡ビル 4階
TEL：083-973-8071 FAX.083-974-5135
E-mail：yamaguchi-2@sangyokoyo.or.jp
<http://www.sangyokoyo.or.jp>

- ◆在籍型出向制度について詳しい解説動画を山口県社会保険労務士会のHPより視聴できます

山口県社会保険労務士会の
ホームページへ



山口県社会保険労務士会 検索

読ませてみてください。URLのQR
コードです。
山口県社会保険労務士会のホーム
ページアドレスに接続できます。

以下にご記入いただき **FAX (083-923-9802) 山口県社会保険労務士会**
にお申し込み下さい。

在籍型出向制度 労務関係相談申込書

申込年月日	年 月 日		
御社名			業種
所在地			
TEL			
ご担当者	部署		
	役職・氏名		
	TEL		
ご希望相談方法に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いします。 <input type="checkbox"/> 御社へ訪問 <input type="checkbox"/> オンライン <input type="checkbox"/> 相談の上決定			
ご相談内容を具体的にご記入ください。			

※事務局使用欄

受付年月日			No	
相談対応者		相談年月日	相談方法	